

第8回青森地方最低賃金審議会議事録

- 1 日 時 令和6年3月21日（木）午前10時14分～午前10時45分
- 2 場 所 青森合同庁舎 4階 共用会議室
- 3 出席者

【委員】	公益委員	石岡委員	森宏之委員	飛鳥委員	森理恵委員	中村委員
	労働者委員	赤間委員	秋田谷委員	野坂委員	保土澤委員	
	使用者委員	小山田委員	田中委員	藤井委員	小野委員	小山内委員
【事務局】	井嶋青森労働局長	上野労働基準部長	八木澤賃金室長	佐藤室長補佐		

4 開会

(事務局)

ただ今から、第8回青森地方最低賃金審議会を開会いたします。

本日の委員の出欠状況ですが、金淵委員が欠席されておりますけれども、定足数に達しておりますことを報告いたします。

また、本日の審議会は公開となっておりますので、傍聴について公示しましたが、希望者がありませんでしたので、併せて報告いたします。

初めに、井嶋労働局長より挨拶を申し上げます。

(労働局長)

委員の皆様におかれましては、年度末のお忙しい中、当審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、今年度の青森県最低賃金については、昨今の物価高騰や県内中小企業の事情など多岐にわたる要素を勘案した熱心な議論をいただきました。

令和5年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」では、「最低賃金額については、今年度全国加重平均1,004円となり、目標としていた1,000円を超えたが、更に着実に引上げを行っていく必要がある。」とされました。

また、同対策では「今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。また、最低賃金の継続的な引上げに対応して、事業再構築や業務改善等の支援措置を充実する」等とされたところでございますので、委員の皆様方におかれましては、県内の経済情勢等を踏まえつつ、来年度につきましても活発な御審議をいただくようお願い申し上げます。

労働局といたしましては、引き続き、最低賃金の周知及び履行確保に万全を期すとともに、業務改善助成金等の活用による事業場内最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者の生産性向上のための支援の実施や「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知を実施してまいります。

また、特定最低賃金につきましては、産業の特殊性に鑑み「特別に設定する必要性

があるのか」、「必要性がある場合、県内産業と労働者の生活保障の観点から金額の上昇幅をどの程度にするのが適切か」等、本質的な議論を賜りましたことに感謝申し上げます。

本日は、来年度の青森県特定最低賃金の改正申出の意向表明等についてご報告させていただきます。

本日はよろしくお願ひ申し上げます。

(事務局)

それでは、以後の議事進行につきましては、石岡会長よろしくお願ひいたします。

(石岡会長)

それでは、議題1の来年度の「青森県特定（産業別）最低賃金の改正申出の意向表明」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

事務局でございます。報告、説明をさせていただきたいと思ひます。

産業別最低賃金の改正については、例年7月末に関係労使の申し出を受けて、改正の必要性の諮問や改正の諮問等を行うという流れになりますが、その前に、概ね年度末を目途に、「申出の意向の有無について審議会において確認する」とされております。

今般、労働者側から提出されました「意向表明」の文書の写しが、会議資料の1から5頁です。

2頁が「鉄鋼業」で基幹労連青森県本部からの申請、3頁が「電気機械器具等製造業」で電機連合青森地域協議会から、4頁が「各種商品小売業」でU Aゼンセン青森県支部から、5頁が「自動車小売業」で自動車総連青森地方協議会からとなっております。

この意向表明によりまして、令和6年7月末までに、改正の申出が行われることとなりますので、審議会としてのご確認をお願いいたします。

事務局では、6月の最低賃金実態調査の実施に当たり、例年どおり産別最賃の改正審議に対応できるよう、準備をさせていただくこととなります。

次に、意向表明がありましたので、適用労働者数と適用使用者数の確認をお願いします。会議資料の6頁でございます。

鉄鋼業につきましては、適用労働者数が「1, 476人」、適用使用者数が「31」となります。

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業につきましては、適用労働者数が「7, 967人」、適用使用者数が「135」となります。

各種商品小売業につきましては、適用労働者数が「2, 124人」、適用使用者数が「24」となります。

自動車小売業につきましては、適用労働者数が「4, 908人」、適用使用者数が「646」となります。

この表の適用労働者数、適用使用者数は、令和3年の経済センサスの調査結果を基に、その後の実態調査の結果等が反映されたものです。

改正の申出については、適用労働者数の「概ね3分の1」とされていますので、各業種について、申出要件の欄に記された、492人から2,656人となります。

改正申出に際しての必要書類は、労働協約ケース、公正競争ケースとも7頁以降にあります。基本的に例年と同じです。

なお、労働協約ケースの場合は「労働協約の企業内最低賃金額」及び公正競争ケースの場合は「労使協定書における企業内最低賃金額」が特定最賃の金額審議における引き上げの上限額となることから、企業内最低賃金額に関する資料を添付していただくとともに、時間額での比較が必要なことから、月額のみ又は日額のみで協定している場合は、一か月又は一日の所定労働時間数等の資料を添付していただくことをお願いいたします。

以上、産業別最低賃金の改正申出の意向表明に関する説明を終わります。

(石岡会長)

ただ今の報告について、何かご質問等はありませんか。

よろしいでしょうか。

それでは、令和6年度の産業別最低賃金の改正につきまして、鉄鋼業をはじめ4業種全てについて、改正申出の意向表明が行われていることを本審議会として確認をしたいと思います。

よろしいでしょうかね。

ご承知のとおり、産業別最低賃金は関係労使のイニシアティブの発揮により設定するというようになっております。

労使双方の合意のもとで改正になるということとしておりますので、次年度につきましても円滑な審議ができますよう、日頃から、関係労使当事者間の意思疎通を図っていただくようお願いをしておきたいと思います。

また、今、事務局からもご指摘がありましたけれども、各企業内最低賃金額が上限となるということもありますので、その辺にも十分留意をした上で、改正の申し出をしていただきたいと思います。

それでは、議題2の「令和5年度最低賃金審議会等開催状況報告について」報告をお願いいたします。

(事務局)

事務局からご説明申し上げたいと思います。

10頁の「令和5年度 青森地方最低賃金審議会会議別開催状況」をご覧ください。今年度は、本日の本審を入れますと、本審、専門部会、検討小委員会を含め、全部で22回の開催となりました。

地域別最賃については、本年度は中央最低賃金審議会の目安の伝達を8月2日に、その後、5回の専門部会における審議を経て、8月10日に答申をいただき、10月7日の発効となりました。

産別最賃についても、委員の皆様方のご尽力によりまして、4業種とも結審したところです。

なお、自動車小売業と各種商品小売業については例年どおりの12月21日指定発効ということになりましたが、鉄鋼業と電気機械器具等製造業につきましては金額審議を例年と異なり2回行うことになったため、1月19日法定発効となりました。

11頁は、青森県の最低賃金決定額の平成26年からの年度別推移になり、地域最賃と4業種の推移をお付けしているところがございます。こちら青森県のものでございます。

12頁は、同じく「東北地方の鉄鋼業の年度別推移」。青森、岩手、宮城でございます。

13頁は、「東北地方の電気機械器具等製造業の年度別推移」でございます。東北六県のものが示されているところがございます。

14頁が「東北地方の自動車小売業の年度別推移」になります。青森、岩手、秋田、宮城、福島のものでございます。

なお、「各種商品小売業」は現在東北では青森県だけの設定につき、資料についていないものです。

15頁の資料No.6でございますけれど、上半部の表が、平成26年度以降の「I 青森県最低賃金改正に伴う未満率・影響率」、下半部の表が「II 監督指導結果の状況」です。

令和5年度の最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果は、今年度のものにつきましては、3月8日時点のものでございます。現時点でまだ若干残っている監督署がございますけれども、3月8日の時点では、211件実施のうち、22件の最賃法4条違反ございまして10.43%の違反があるというところがございます。

本年度の審議会開催状況等の説明につきましては、以上でございます。

(石岡会長)

ただ今の説明につきまして、何かご質問・ご意見ございませんか。

よろしいですね。

それでは審議事項は、これで終了ということになります。

第8回審議会は本年度最後の審議会ということでございますので、本年度、色々な審議を踏まえて何か皆様からご意見なりご感想なりをいただきたいというふうに思っています。

(小山田委員)

はい。

(石岡会長)

どうぞ。

(小山田委員)

小山田でございます。

今年度初めて審議会の方に参加させていただきました。色々勉強しながら、皆さんと充実した審議ができたかと思っております。

それで、来年度に向けてというようなことになりますけれども、本日産別の意向が示されたというふうなことでございます。

それに関して2点ほど、ご要望申し上げたいと思います。

まず1点目ですけれども、日程についてであります。

今年度、昨年の9月12日に検討小委員会が開かれ、引き続き本審という形のスケジュールになっておりました。

やはり、時間を区切られますと、時間を気にして、丁寧な議論が難しくなるのかなというふうに感じております。

より良い充実した委員会とするため日程については、委員会と本審を別な日にしていただけたらなあとご要望申し上げます。

2点目でございます。本日も7ページで色々資料の説明がありました。

会長さんからもお話があったように、企業内の最低賃金の関係については、もう少し当初の段階から資料を充実させるような方向にしたらこれらの非常に更に充実した審議ができる、更に円滑にできるという非常に有意義なことだなあと思っております。

そもそも、特定最賃が制度化された時から、説明にもございましたけれども、労働協約ケースであったり、公正競争ケースというふうなことで、それぞれ改正申出条件、あるいはそれに必要な資料というふうなことが、本日の7ページで説明があつてございますけれども、事務局さんの方におかれましてはですね、内規も色々あると思いますので、そういうところも含めて申出書7月にあるというふうなことでございますけれども、事前の確認、あるいは必要に応じて円滑な審議、検討に必要なだということ

で補正、追加資料というふうなところをですね、ある程度事務局さんの方の裁きでやっていたらと非常に検討審議が円滑にいくのではないかというふうに思っておりますので、そういう方向で申出なんかの資料の確認、点検、必要によって補正というところもよろしくお願ひしたいなあとというところで以上2点ご要望を申し上げます。

(石岡会長)

今、日程の点についてご意見ありましたけれども、何か事務局方でお応えできることはありますか。

(事務局)

事務局でございます。

今、ご要望いただきました。

まず1点目の日程につきましてですけれども、本年度の検討小委員会の日程等が非常にタイトであった、ということでもございましたので、令和6年度におきましては、小委員会における審議を充実させる方向で日程調整を図る予定でございます。

それに伴いまして、従前よりは特定最賃につきましては、若干日程として延びることもあろうと思っておりますから、まずは日程確認をした段階で、委員の皆様のご都合を確認しながら、タイトではない日程を組みたいというふうに思っているところでございます。

続いて、2点目の資料についての充実につきましてでございますけれども、今年度その先ほど事務局から説明しましたけれども、企業内最低賃金の上限額の話でございますけれども、事務局として審議会の方にお示ししている資料としましては、申出書の表紙の部分だけをお示ししておりまして、その部分以降の添付資料の方ですね、皆様にお示ししていなかった経緯がございました。その点については反省している点でございます。つきましては審議の場においては、添付された資料一式を示すと併に今年度事務局の方でお示したように企業内最低賃金の一覧表といったものをお示しして、その企業内最低賃金額の幅がどういうふうなものがあるのかについて、より充実した審議に資するような対応を取って参りたいというふうに考えているところでございます。

それにつきましては、先生方とご相談しながら、円滑な審議運営に資するように、対応を図って参りたいと思っているところでございます。

(小山田委員)

よろしくお願ひします。

(石岡会長)

他にはご意見、ご感想とかありませんか。
労働者側いかがですか。

(秋田谷委員)

せっかくですから感想になります。

今回の地賃でいきますと、今年、目安ランクが4ランクから3ランクになったということがあって、後は、目安が2年くらい続けて非常に高い金額になったという中で
の審議であったというふうに思っております。

その目安の高い金額に対して、それなりの対立的な審議でそれなりに上がりましたが、いかんせんベース金額がまだまだ低いと感じています。また、今の政府の方針等を踏まえると今年も更に高い目安が示されるんだろうという動きがあり、そこは公労使三者で十分理解を深めながら、見出していけるようになれば良いのかなと思っております。

特賃の関係でいきますと、先日、報道ステーションの中で首藤教授という方がおっしゃっていたのが、賃上げ率と労務費の価格転嫁の相関性というのがあるということ。

逆の言い方をしますと、賃上げ率の低いところは価格転嫁ができていないというよう相関性のあるデータがあるそうなんですよ。

その教授がおっしゃっていたのは、特定最賃の範囲を広げていきながら多重下請けが増えていくと価格転嫁できない状況にあり、そういうふうな産業こそ特定最低賃金を設けて引き上げていくことが価格転嫁に繋がると話していました。理解を得られるどうかは微妙なんですけれども。

新年度については、しっかり勉強しながら、何とか理解を求めていきたいと思っております。

感想と次年度に向けた思いです。以上でございます。

(石岡会長)

ありがとうございました。
他には、皆さん

(小野委員)

はい。

(石岡会長)

どうぞ。

(小野委員)

今ほどの秋田谷委員の価格転嫁というという部分で、最近の私共の企業の話で恐縮でありますけど、昨年来、今現在進行形といっても良いんでありますけど、お客様のところに例えば整備士の時間当たりの工賃の値上げ、それだけではもう物価高騰に追いつかずに、基本工賃と言いまして、分かり易いのは車検なんかですけど、それから作業の基本工賃という部分も、もう上げていかなければ、この春の賃上げにも追いつけないというふうな文書をしたためて、お客様のところに伺うわけでありますけど。

その中でこの最低賃金の動向等も文書の中に織り込みまして、向こう様もそのことを重々知っておられるわけでありますけど、上がり幅を大きく上げたそういう経営でのご不信、お互い様の状況でありまして、もう持っていくと社長が文書を持ってくるということは、もう価格転嫁の問題だろうと。もう文書見なくてもいいよって。

社長の希望額どおり上げるから労使交渉で言えば満額回答であります。

そんな状況がおかげさまで続いておりました。そういう意味では最低賃金の審議というのは、どうして価格転嫁にも大きく寄与しているのではないかというような感想が1つと、もう1つは、どうも数日前の報道で色々アプリに様々な年代の方がご自分のスキルを登録しておいて、そういうニーズがあればそのアプリを通じて、その業者がマッチングをさせていくという。プチなんて言いましたかな。隙間バイトという表現を使っておりますし、そんな1時間だ2時間だ、そういうところでも人手不足という、今、日本経済で抱えている大きな問題を様々なスキルを持った方々でも高齢者の方も、また学生の方も若いも若きもという表現でありましたけれども、隙間時間に手伝うことによって例えば、社においても資格が無くてもできるという仕事というものは多々ありましてですね、そこに1人を雇うとするとやはり総額人件費が大きくなります。

そのようなことも実際にハローワーク、今時ですからスマホにも掲示しながらホームページにも掲示しながらやっていく際にも、この最賃というのはベースになりますから、そこについてもきちんと守るというのはもちろんですけども、説得力のある最賃という意味では、こういう審議会に参加させていただいて、聞かれた時にこういう流れでこの額になったんだという説明できるというのはありがたいことだになっていうふうに思っておりました。

以上です。

(石岡会長)

ありがとうございます。

(赤間委員)

最後なので。

意見というか今、感想も含めてということなので。

私も最後なので一言、ちょっと言わせていただければ。

去年も所謂、あの地域別最賃も産別最賃も色々議論ありましたが、やっぱり価格転嫁、今、小野委員からもありましたけど中小のところは、もう価格転嫁の肝だと思っていました。

ニュースでも言ってますけど、連合規模でも中小規模でも過去最高額が30何年ぶりに過去最高額のまゝ組合があるところですけど、更新をしているという中で、やっぱり、最低賃金で働いてるところも、これは底上げをしていかなければいけないと思います。

上げられないんじゃないくて、やっぱり価格転嫁しながら上げるような状況を中小のところでも是非一緒に働きかけていければなと思います。

うちが最低賃金やったのは2007年なんですけども、その頃は、もう有効求人倍率が0.29切って28とかですね、もうワークシェアリングというか仕事場1個しかないんで、2人で働いてなんとか賃金分け合おうっていう時代だったので、まさかこんなダブルワークを国が推奨するような時代がくるとは思ってもみませんでしたけれども。

もう、人手不足が顕著な昨今の情勢なので、何とか難しいじゃなくて賃金をきちんと上げていく段階にきて、生産性が上がって人手不足をできればそういうところ解消できるように、何とかお願いしていければなと思いました。

私もこれで退任ということなので、今まで大変皆さんにお世話になりました。

色々受け止めていただいてありがとうございました。

(石岡会長)

ありがとうございました。

他には何かございます。

公益委員の方、何かありませんか。

よろしいですか。

それでは、本日の審議会はこれで終了したいと思います。

本年度も、どうも1年間ご苦勞様でした。

はい、どうもありがとうございます。

(各委員)

どうもありがとうございました。